

# 会員に対する処分に関する考え方

令和 3年 7月15日制定  
令和 8年 3月19日改正

## 1. 基本的な考え方

本協会が正会員（定款の施行に関する規則第2条第15号に定める投資運用会員のうち、同条第11号に定める投資信託委託業者、同条第9号に定める投資法人資産運用業者及び同条第13号に定める委託者非指図型運用業者をいう。以下同じ。）に対し処分を行う主な目的は、法令、これら法令に基づく命令及び処分並びに本協会の定款及び諸規則（以下「法令等」という。）に正会員が違反することを抑止するとともに、その再発を防止することを通じて、正会員の行う投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務の公正を確保し、投資者保護の徹底を図り、もって資産運用業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

そこで、本協会では、正会員に対する処分の実効性を一層強化するため、処分において考慮すべき検討要素を整理の上、法令等違反行為の重大性・悪質性や内部管理態勢の状況、また、法令等違反行為が反復・継続している場合や反社会的勢力が関与している場合などの取扱いを明確化し、類型化することに加えて、正会員の行った法令等の違反行為に対して賦課する過怠金の上限額を見直すこととした。

一方、正会員においては、日常的に法令等の高い遵守意識をもって法令等に対する正確な理解・認識の確保に努めるとともに、法令等の違反行為を防止するために自身の業務状況に応じた適切な社内管理態勢を構築し、内部管理を十分かつ的確に行うことで、法令等違反行為の発生を抑止することが重要である。仮に、法令等の違反行為が発生した場合でも、社内の自主点検等により早期に発見し、迅速に必要な対応をとるなど自浄作用が発揮される環境が整備されることが望ましい。

こうした考え方に基づいて、正会員に対する処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素について下記のとおり、取りまとめるものであり、これによって、正会員に対する処分の透明性や予見可能性を高めるほか、正会員各社における法令等の遵守意識の向上に資することを期待する。

なお、下記に掲げた項目は処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素の例示であって、それ以外の項目についても、事案の内容に応じて、必要と認められるものについては考慮することができること、また、正会員の役職員個人による法令等の違反行為であっても、正会員の社内管理態勢に不備が認められる場合には、その状況や程度を勘案し、正会員に対して処分を行うことがあることにも留意が必要である。

## 2. 法令等の違反行為が発生したことに伴い処分を行う際の検討要素

### (1) 行為の重大性

#### ① 法令等の違反行為の期間、規模

法令等の違反行為の期間や頻度（件数）、行為者数、信託財産又は運用資産に与えた影響（損害額）等を考慮する。

なお、法令等の違反行為が長期間又は大規模に行われたと判断される場合には、それらに応じて厳格に対処する。

#### ② 忠実義務及び善管注意義務違反等

投資信託等の受益者又は投資法人のために、忠実かつ善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないと認められる場合や、投資者（受益者）の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は資産運用業の信用を失墜させると認められるような行為については、それらに応じて厳格に対処する。

#### ③ 法令等の違反行為に対する行政処分の状況

法令等の違反行為に対して行政処分が行われた場合には、その処分内容を考慮して対処する。

### (2) 行為の悪質性

#### ① 故意・過失の有無及び程度

法令等の違反行為において、当該法令等の違反行為が故意に行われた行為なのか、又は不注意若しくは事務処理ミスといった過失により発生したものなのかを考慮する。

なお、故意又は過失の程度が重大と認められる場合には、それらに応じて厳格に対処する。

#### ② 組織性、経営陣・管理職者の関与の有無及び程度

法令等の違反行為に関与した者の人数、役職（組織性を判断する観点）を考慮して対処する。

法令等の違反行為の関与者が少数であったとしても、経営陣等がそれを容認又は看過していたなど、管理職者の関与が認められた場合には、組織性があると判断し、それに応じて対処する。

なお、法令等の違反行為について組織性が高く、経営上層部の強い関与が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

#### ③ 反復性、過去における同様指摘の有無

同様の法令等の違反行為を繰り返している場合や、過去の行政検査又は自主規制機関調査等において同様の指摘があった場合については、法令等の違反行為の関与者、前回指摘への対応や是正措置の状況を考慮して対処する。

なお、適切な改善措置が講じられていないなど、事後対応に著しい不備がある場合又は前回指摘が看過されている場合には、それに応じて厳格に対処する。

④ 事実隠蔽行為の有無及びその程度

事実隠蔽行為が認められる場合であって、事実隠蔽行為が組織的になされる等、その情状が著しく悪質であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(3) 行為の影響度

① 資産運用業に対する信頼の失墜の程度

投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務の公正性（顧客に対する公平な取扱い、利益相反の適正な管理を含む。）など資産運用業に対する投資者（受益者）の信頼の失墜の程度を考慮して対処する。

なお、投資者（受益者）や金融商品取引市場に対する影響が重大で資産運用業の信用を著しく失墜させる行為であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

② 投資者（受益者）に対する影響、苦情の有無

投資者（受益者）に対して与えた損失の内容や程度、法令等の違反行為に対する投資者（受益者）からの苦情の状況を考慮して対処する。

なお、投資信託財産及び投資法人の運用資産等の保護に重大な懸念が生じている等投資者（受益者）に対する影響が重大であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(4) 法令等の遵守に対する意識及び態度

① 法令等の遵守に対する意識及び態度

法令等の違反行為における法令等に対する認識、遵守意識及びその態度を考慮して対処する。

なお、法令等に対する遵守意識の欠如が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

② 弁護士等への意見聴取の有無

必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の専門家の意見等を聴取、検討していたかといった状況も考慮して対処する。

(5) 内部管理態勢の状況

① 内部管理態勢の状況

法令等の違反行為を防止するために、正会員の業務に応じた適切な社内管理態勢（情報管理態勢等も含む）を構築した上で、内部管理を十分かつ的確に行っていたかといった状況を考慮して対処する。

② 責任の所在の明確化

法令等の違反行為の発生について、経営陣、管理職者等がその責任をどのように認識し、責任の所在の明確化が図られているかについて考慮して対処する。

③ 社内研修等の実施の有無

法令等の違反行為防止のために、経営陣、管理職者等が適切な指示を行っているか、実効性ある社内研修等が実施されているかを考慮して対処する。

(6) 法令等の違反行為の対応状況

① 法令等の違反行為の発覚の経緯

法令等違反行為が行政検査又は自主規制機関調査により発覚したのか、自主点検等により発覚したのかを考慮して対処する。

なお、原則として、行政検査又は自主規制機関調査により発覚した場合は厳格に対処する一方、自主点検等により発覚した場合には軽減措置を検討することができる。

② 発覚後の是正措置の状況

法令等の違反行為発覚後の対応や再発防止のための改善状況を考慮する。

なお、早急かつ適切な是正措置が講じられていると認められる場合には、軽減要素として考慮することができる。また、法令等の違反行為発覚後、時間経過も含めて、是正措置が不十分と認められる場合には、加重要素として考慮することができる。

③ 調査等への協力

定款に基づく調査や、報告、資料の提出依頼に対して、妨害、情報の秘匿、虚偽の資料の提供など、本協会の調査等を妨げる行為等を行うなど、非協力的な態度が認められる場合は、その状況を勘案したうえで、それに応じて厳格に対処する。

(7) 反社会的勢力の関与の有無

法令等の違反行為の発生に際し、反社会的勢力の関与が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(8) 不当な利得相当額の取扱い

① 不当な利得相当額の徴収

定款第17条に規定する処分の対象となる事案について、法令等の違反行為の結果、正会員又はその関係者に不当な利得が発生している場合には、過怠金額の算定において、当該不当利得の相当額を考慮して徴収額を決定することができる。

なお、正会員が自発的に不当な利得相当額の還元策を講じた場合には、当該還元策の内容に応じて、徴収額を決定することができる。

② 実質的に同一視し得る関係会社等の取扱

法令等違反行為に関して、正会員と実質的に同一視し得る関係会社等が不当な利得相当額を得ている場合には、原則として、当該不当な利得相当額は、当該正会員のものとみなして徴収額を決定することができる。

③ 課徴金が課されている場合の取扱

課徴金が課せられている場合には、過怠金額の算定において、当該課徴金の額を考慮して徴収額を決定することができる。

3. 除名処分に関する考え方及び対象事由と検討要素

本協会が除名処分等を行う目的は、除名処分等の対象となる事由を発生させた正会員を強制的に脱退させること及び当該脱退に関する警告を行うことにより、当該正会員における法令等の違反行為の再発の防止を図り、他の正会員の法令等の違反行為の抑止につなげることにある。

この点を踏まえ、本協会では、重大な法令等の違反行為により資産運用業に対する信用を著しく失墜させた場合、経営破たん等により正会員としての義務が履行できない場合、反社会的勢力の関与が認められる等により正会員としての適格性に問題がある場合には、除名処分等の検討を行うこととし、その検討に当たって考慮すべき項目は下記のとおりとする。

なお、下記以外の項目についても、事案の内容に応じて必要と認められるものについては除名処分等を検討することができる。除名処分を行う時期については、除名処分を受ける正会員が本協会の自主規制に服さないこととなっても、投資者保護の観点から特段の問題が生じないかという点も併せて検討する。

(1) 不正加入

不正加入については、当初の加入自体が無効であると考えられることから、除名処分を行う。

(2) 支払不能

自主的に脱退しない場合には、除名処分を検討する。

(3) 行政官庁の処分又は本協会の処分に違反したとき

処分がなされているにもかかわらず、正当な理由もなく当該処分に従わないという悪質性が認められる場合には除名処分を検討する。

(4) 会費の滞納等

正当な理由なく会費を滞納している場合等については、会員権の停止又は制限の処分を行うこととし、当該会員権の停止又は制限期間中においても、引き続き、会費の納入がなされない等の状況が改善されない場合には、除名処分を検討する。

(5) 虚偽の報告等

虚偽の報告、資料の提出等を行うといった正会員としての基本的な義務を履行しない場合は、当該義務の不履行の状況を公表することとし、その情状が著しく悪質と認められる場合又は当該不履行の状況が1年以上継続している場合には、除名処分を検討する。

(6) 反社会的勢力が会社経営等に関与している場合

主要株主、取締役等に反社会的勢力が存在することが判明した場合等、反社会的勢力が会

社経営等に関与していると認められる場合には、除名処分を検討する。

(7) 会員権の制限又は停止の処分期間が通算して1年超となる場合

過去5年間に会員権の制限又は停止の処分を受け、当該制限又は停止の期間を通算した結果、その通算期間が1年超となる場合には、除名処分を検討する。

(8) その他

上記のほか、除名処分の検討に当たっては、以下に掲げるような状況も考慮の上、検討する。

- ・ 法令等の違反行為に経営上層部（取締役）の主導的、積極的な関与が認められるなど、組織的な行為があったと認められる場合
- ・ 正当な理由なく適切な改善措置が何ら講じられておらず、事案放置に等しい状況にあるなど、事後対応に極めて著しい不備が認められる場合
- ・ 事実隠ぺい行為が認められ、それが組織的になされるなど、その情状が著しく悪質であると認められる場合

以 上

附 則

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

\*改正箇所は、次のとおりである。

- 1、2（6）③、3、3．（3）を改正